

## 新奈良看護大学校整備基本構想策定支援業務 仕様書

### 1. 業務名

新奈良看護大学校整備基本構想策定支援業務

### 2. 適用範囲

本仕様書は、「新奈良看護大学校整備基本構想策定支援業務（以下、「本業務」という。）」に適用する。

### 3. 業務の目的

奈良看護大学校は地方独立行政法人奈良県立病院機構が運営する看護大学校（4年制看護専門学校）であり、令和4年4月に3年制から4年制へ移行した。現施設は従来の3年制時の定員を踏まえたものであるため規模が不足しており、また施設の老朽化も顕在化していることから、建て替え再整備を検討している。

本業務は、上記奈良看護大学校の再整備に当たり、地方独立行政法人奈良県立病院機構での優秀な人材の確保・育成及び地域への医療貢献に繋がる機能、規模、建設費などの整備の方向性を検討し、「新奈良看護大学校整備基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定するための支援を目的とする。

### 4. 業務期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

### 5. 検討手順

本業務における各項目の検討は、おおむね以下の手順に沿って進めるものとする。

また、関係法令及び適用基準等を遵守するとともに、以下に記載する県の各種計画等（計画期間満了による次期計画の策定に向けた見直し・検討状況等を含む）との整合性に留意すること。

基本構想では、以下に示す項目を設定・作成する予定だが、提案者がほかに必要と思われる項目を追加して提案すること。

- ① 施設規模、機能の検討
- ② 敷地条件等諸条件についての検討、整理
- ③ 整備、運営手法検討
- ④ 地域に開かれた学校づくりの検討
- ⑤ その他（上記①～④以外に、提案者が提案する基本構想の策定に関して必要又は有益となる事項）

なお、各項目の検討手順等は、企画提案に基づき受託者との協議により決定するこ

ととする。

※ 本業務の実施に当たって整合性を図る各種計画等

- ① 奈良県地域医療構想（平成 28 年 3 月）
- ② 地方独立行政法人奈良県立病院機構第 2 期中期目標・中期計画(平成 31 年 3 月)
- ③ 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（令和 5 年 5 月）
- ④ その他県が指示する計画等

## 6. 業務内容

- ・①から⑤の各項目を設定・作成するために必要な調査・分析・協議を行い、基本構想の策定支援を行うこと。
- ・現奈良看護大学校における運営の実態を把握するため、必要に応じて現場調査や現場ヒアリングを実施すること。
- ・受託者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、県に提出すること。

### ① 施設規模、機能の検討

#### (ア) 適正規模の検討

生徒定員、授業内容などに基づき適正な施設規模を検討

※主な医療機関実習先は奈良県総合医療センターとする。

#### (イ) 必要機能の検討

入学生の確保、質の高い教育の実施、学生の充実した学校生活に必要な機能を検討

#### (ウ) (ア) (イ) を踏まえた、効率的な施設・ゾーニングの検討

### ② 敷地条件等諸条件についての検討、整理

#### (ア) 敷地（周辺県有地を含む）に関する基礎的な調査

移転場所は旧奈良県総合医療センターの跡地とする。

（〒631-0846 奈良県奈良市平松1丁目30番1号）

#### (イ) 土地形状の整形化や周辺市道ルート等の検討等、周辺敷地を含めた土地の有効な利活用策の検討

#### (ウ) 関連する法規制の抽出及び課題整理

### ③ 整備、運営手法検討

#### (ア) 施設建設に係る事業手法の検討

工期・工事費の圧縮に資する最適な手法（PFI、DB方式等）を検討

#### (イ) 施設運営手法の検討

維持管理経費の削減や施設機能を活用した収入確保等の手法を検討

#### (ウ) 総事業費（整備費用、移転費用、維持管理）の概算額を算出

- ④ 地域に開かれた学校づくりの検討
  - (ア) 周辺地域及び県民に開かれた学校づくりの検討  
国内外の優良事例等を参考に実現可能なモデルや、地域コミュニティへの施設開放や共同使用、災害時の施設開放等のあり方、必要機能・設備等を検討
  - (イ) (ア) の検討内容を必要に応じて①～③の検討に反映
- ⑤ ①～④以外に、提案者が提案する基本構想の策定に関して必要又は有益となる調査・分析・検討業務

※本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は県と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

## 7. 実施要件

- ① 本業務の実施に当たっては、単なる一般的な事例提供や助言にとどまらず、本県における検討状況に応じて積極的に支援すること。
- ② 成果品は、平易な表現で図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。
- ③ 県は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。  
なお、協力(データベースの作成・取得など)に当たり、第三者に支払うべき費用が生じる場合は、受託者の負担とする。
- ④ 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- ⑤ 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ⑥ 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- ⑦ 受託者は委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ⑧ 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- ⑨ ⑧の場合において、受託者は第三者の行為について県に対して全ての責任を負うものとする。
- ⑩ 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて

受託者の負担とする。

- ⑪ ①～⑩の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。

## 8. 成果品の提出

受託者は、成果品を以下のとおり作成し、紙媒体で3部（A4、A3）及び電子媒体（CD-R等）を県に提出すること。なお、電子媒体は、主にエクセル、ワード、パワーポイントとし、県と協議して決定する。また、受託者は、県の要請に応じて、会議等で使用する資料を随時提示すること。

- ① 報告書1 基本構想（骨子） 〈提出期限：令和5年10月下旬〉
- （ア）施設規模、機能の検討
    - a 適正規模の設定
    - b 必要機能の設定
    - c a, bを踏まえた、効率的な施設・ゾーニングの設定
  - （イ）敷地条件等諸条件
    - a 敷地(周辺県有地を含む)に関する基礎的な調査結果
    - b 土地形状の整形化や周辺市道ルートを検討等、周辺敷地を含めた土地の有効な利活用策
    - c 関連する法規制の抽出及び課題
  - （ウ）整備、運営手法
    - a 施設建築に係る事業手法
    - b 施設運営手法
    - c 総事業費（整備費用、移転費用、維持管理）の概算額
  - （エ）地域に開かれた学校づくり
    - a 周辺地域及び県民に開かれた学校づくり
    - b aの検討内容を必要に応じて（ア）～（ウ）へ反映
- ② 報告書2 基本構想（案） 〈提出期限：令和5年12月下旬〉  
基本構想（案）
- ③ 報告書3 基本構想 〈提出期限：令和6年3月下旬〉  
基本構想
- ④ 打合せ記録簿 〈提出期限：打合せ開催後、2週間以内〉

## 9. その他

- ① 打合せ等を実施する場合に県が来訪を求める場合は、この求めに応じて来訪すること。
- ② 本業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して決定す

- るものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- ③ 別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。

<別紙>

**公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）**

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。